

くまもとブライダル協議会 定款

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、くまもとブライダル協議会と称する。

また本会は令和2年11月22日を以って発足する。

第2条（事務局）

本会の事務局はブライダルカウンタートゥエルヴ（熊本市南区田井島1-2-1）に置くものとする。

第3条（入会資格）

本会は熊本県内のブライダル事業を営む法人及び個人並びに関連事業者で、顧客や地域社会に対する倫理観を持ち、「儀礼文化」の大切さを理解し、またコロナウィルス感染症の観点から安全な結婚式を実施し新しいブライダル文化を目指す者とする。

第4条（目的）

本会の目的は次の通りとする。

①熊本の経済を、ブライダルを通じて活性化を図る

- ・地域企業とのタイアップ化により結婚式・披露宴の普及活動
- ・当協議会会員である結婚式場の施行組数を安定させることにより、そこに連携するパートナー企業である様々な業種の運営を支える。その業種は以下等である。
＜食材業者、飲料業者、司会業者、衣裳業者、写真業者音響演出業者、派遣業者、花業者、ギフト業者、バス・タクシー業者、美容業者等（また食材に関しては直接的に生産者へも寄与する）＞
- ・当協議会会員である結婚式場で、挙式及び披露宴を挙げられた新郎新婦様へ、新婚生活をサポートする事も目的とする。新婚生活に必要な不動産代理店・住宅販売店・車販売店・家具販売店、電化製品販売店、保険代理店等業種とのタイアップ化を図り、「くまもとブライダル協議会」から熊本経済の発展に繋げる。

②雇用の安定

- ・ブライダル業界の発展により結婚式場だけではなく、結婚式場に連携するパートナー企業である様々な業種の雇用が安定する。その業種は第4条①項目表記3で挙げている業種である。

- ・結婚式場でのアルバイト・パート雇用＜フリーター、大学生、専門学生、高校生、主婦＞安定に努める。

③少子化対策

- ・結婚式・披露宴の普及により深刻化している少子化対策の解決に努める
- ・県及び市町村とイベント等による連携を取りブライダルをアピールする。

④コロナウィルス感染症予防での安全対策

- ・感染症予防対策のガイドラインを共有し安全対策に努める

⑤社会貢献

- ・儀礼文化の継承
- ・地域でのボランティア活動

第5条（活動）

本会の活動は次の通りとする

①結婚式のPR

- ・少子化及び実施率が低下している結婚式・披露宴の普及活動
- ・メディアを通じ結婚式の素晴らしさを伝え、実施の向上を目指す

②イベントの実施

- ・結婚式が少なくなっている昨今、イベントを行う事でブライダルのアピール
- ・行政と連携を取り地域活性に努める

③教育

- ・セミナー活動による正しいブライダル情報の伝達
- ・スタッフ研修会を行い熊本ブライダルのレベルアップ
- ・業績向上に資するマーケット分析及び情報の提供・共有

④雇用促進

- ・ブライダル専門学校との連携で雇用を促進する

⑤その他

- ・協議会会員が必要とする活動を行っていく

第2章 会 員

第6条（会員）

本会の会員は正会員、準会員、賛助会員及び特別賛助会員とする。

正会員：本会の目的に賛同し入会する挙式会場、若しくは披露宴会場を有するブライダル事業を営む法人とする。

準会員：本会の目的に賛同し入会するブライダル事業に直接的に携わる法人及び個人並びにこれらの者とする。

賛助会員：前項には該当しないもので、本会の目的に賛同し協力をしてくれる法人及び個人。

特別賛助会員：前項の賛助会員とは別に、本会の目的に賛同し協力をしてくれる法人及び個人。

第7条（入会）

本会の入会に関しては、別に定める入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は別に定める会費を納めなければならない。

- ①入会金 無料
- ②年会費 <正会員10,000円>
<準会員5,000円>

第9条（退会）

会員が本会を退会しようとする時は、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。但し、会員が次の各号の一つに該当する時は退会したものとみなす。

- ①後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- ②法人又は団体が解散若しくは破産したとき
- ③会費を納入せず、催促後なお会費を1年以上納入しないとき

第10条（除名）

会員が次の各号一つに該当する時は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得てこれを除名することが出来る。

- ①本会の規則に違反したとき
- ②本会の名誉を反する行為

③第8条に記載している年会費を1年以上滞納したとき

第3章 総会・臨時総会・定例会

第11条（構成）

本会の総会及び臨時総会は正会員・準会員を以って構成される。
定例会は正会員及び運営委員会を以って構成される。

第12条（開催）

年次総会は2月までに行い、定例会は必要に応じて事務局より連絡し実施する事とする。

また総会・臨時総会では、正会員・準会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立する。

第13条（機能）

総会は次の事項を決議・承認する。

①定款の変更

②次の各役員を選任・解任

会長 1名 副会長 3名 幹事長 1名 事務局 1名
顧問 若干名 会計 1名 監査 2名

③年間活動報告と決算報告

④年間活動計画と予算計画

⑤その他、必要とされる重要事項の報告

第14条（任期）

各役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第15条（報酬）

各役員報酬は無報酬とする。

第16条（提議）

総会及び定例会での提議がある場合は、開催日の7日前までに会長へ申告する。

第17条（議長）

総会及び定例会の議長は会長が指名する。

第18条（決議）

総会及び定例会の議事は、この定款に規定するものの他に、第9条の場合を除き、出席した正会員・準会員の過半数を以って決定する。

第19条（議事録）

総会及び定例会の議事については、次の事項に記載した議事録を作成しなければならない。

- ①日時・場所
- ②出席数
- ③審議事項・議決事項
- ④その他

第4章 役員・運営委員会

第20条（役員・運営委員会）

本会運営の為、総会で選任された役員の職務並びに運営委員会の役割を定め、組織的な活動を行う。

第21条（役員の職務）

各役員の役割は次の通りとする。

- 会 長 本会の代表し統括する（運営委員会・例会等の執行）
- 副 会 長 会長を補佐し業務連携を行う
- 幹 事 長 業務を統括し、会長と副会長の補佐を行う
- 事 務 局 協議会の連絡業務、財務担当（会費の徴収・年間予算作成・会計報告等）
- 顧 問 役員会にて承認及び推進者とする
- 会 計 財務運営の管理
- 監 査 財務運営が適正に行われているかの管理

第22条（運営委員会の役割）

運営委員会の役割は次の通りとする。

- ①年次総会をはじめとする企画運営の提議
- ②くまもとブライダル協議会の運営に関する意思決定
- ③総会等の議決を要しない執行事項
- ④運営委員会の議長は会長が当る
- ⑤臨時企画及び特別任務については、会長の任命によりプロジェクトチームを編成し、遂行される。（実行委員会、広報委員会等）

第5章 財産及び会計

第23条（財務の構成）

本会の収入は、次に掲げるもので構成する。

- ① 入会金 無料
- ② 年会費 <正会員10,000円> <準会員5,000円>
- ③ その他収入（協賛金・広告費等）

第24条（財務の管理）

本会の収入は事務局が管理し、その使用方法は役員会の決議、総会の承認を得るものとする。

第25条（活動計画・予算）

本会の活動計画は役員が作成し、これに伴う予算に関する書類は事務局が作成し、役員会の審査を受け、総会の決議・承認を経ねばならない。

第26条（活動報告及び決算）

本会の決算は毎会計年度終了後に会長が報告書を作成し、事務局が収支決算書を作成し、運営委員会の審査を受け、総会の決議・承認を経ねばならない。

第27条（会計年度）

本会の会計及び活動年度は毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わるものとする。

第6章 補 足

第28条（委任）

この定款に定めた事項の他に、本会の運営に必要な事項は総会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

尚、初年度の会計年度は令和2年11月22日に始まり、令和3年10月31日に終わるものとする。

本改正定款は、令和3年12月11日より施行する。